

令和 5 年度 事業計画

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)

公益財団法人東京連合防火協会は、広く都民の生命、身体及び財産を火災その他の災害から守るため、防火防災思想の普及高揚と災害発生時における被害軽減及び自助・共助を含む総合行動力の向上に関する次の事業を推進する。

I 公益事業

1 防火防災思想の普及高揚及び防災行動力の向上に関する事業

(1) 防災市民組織等の指導育成事業

ア 自主防災組織育成講習会の共催（年 1 回）

地域の防災行動力向上と「自助・共助」の意識醸成を目的とした講習会を東京消防庁と共催する。

イ 消防少年団高校生準指導者研修会の共催（10 月）

消防少年団高校生準指導者を対象に、将来の防災リーダーを育成することを目的とした研修会を東京消防庁と共催する。

(2) 防火防災イベント等における広報活動事業

ア 防火・防災ポスター等の配布

(ア) 町会・自治会に防火防災ポスターを配布する。

夏の事故防止、防災週間、秋の火災予防運動、文化財防火デー、春の火災予防運動の 5 種類のポスターを作成し配布する。

(イ) 消防のお知らせ(回覧板用)を作成し、町会を中心に配布する。

防災週間、秋の火災予防運動、春の火災予防運動に併せて作成し配布する。

(8 月、10 月、2 月)

(ウ) 各種広報媒体を活用した防火防災 PR を展開する。

① 消火栓標識広告板等を活用した防火防災 PR を実施する。

② 災害時要配慮者に対する安全対策を推進するため、防火防災 PR 用エコバックを作成し、火災予防運動、防火防災訓練等の機会に都民・参加者に配布する。

③ 火災予防対策を推進するため、防火防災 PR 用品を作成し、火災予防運動、防火防災訓練等の機会に都民・参加者に配布する。

イ 防火防災標語、はたらく消防の写生会、東京消防出初式の支援等

(ア) 防火防災標語公募事業を共催する。(8 月)

都民の防火防災の参画意識を高めるため、東京消防庁と共催し、防火防災標語を募集し、優秀作品を表彰する。

(イ) はたらく消防の写生会を共催する。(6月)

子供たちの防火防災への関心を深めるため、東京消防庁と共催し、小・中学生等が消防隊員の活動風景や消防自動車などを写生する「はたらく消防の写生会」を開催し、優秀作品を表彰する。

(ウ) 地域の防火防災功労賞実施事業を共催する。(1月)

地域防災力の向上を図るため、東京消防庁と共催し、地震災害や風水害の自然災害、住宅火災等の未然防止や被害の軽減に係る都民、事業所等の効果的な取組みについて優秀な団体を表彰する。

(エ) 東京消防出初式を支援する。(1月)

東京消防出初式を支援し、多くの都民に防火防災思想の普及促進を図る。

(3) 防火防災に関する専門図書の出版並びに機関誌等の発行事業

消防関係者の実務資料として防火防災の専門図書を出版するとともに、都民の防火防災思想の普及高揚を図るため、会報(年1回)、機関誌「防災」(年4回)を発行する。

(4) 東京国際消防防災展2023への支援事業(6月15日～18日)

広く都民に防火防災思想の普及等を図るため、5年に一度開催される「東京国際消防防災展2023」を後援する。

(5) 消防功労者の表彰弔意事業(通年)

ア 消防功労者に対する感謝状、弔慰金の贈呈

防火防災思想の普及高揚に尽力した消防功労者及び物故者に対し、感謝状、弔慰金を贈呈する。

イ 都民の消防官表彰の協賛(10月)

都民の消防官表彰(サンケイ新聞社主催)を協賛するとともに、選考委員として参画する。

2 災害時の被害軽減対策の普及及び調査研究等に関する事業

(1) 災害時要配慮者に対する防火防災対策の調査研究及び普及事業

災害時要配慮者の団体を対象に、東京消防庁を交え、災害時の対策等について意見交換会を開催する。(11月)

(2) 東京消防庁派遣隊等への支援事業(通年)

大規模災害への消防職員の災害派遣を支援する。

(3) 国際消防技術支援の一環として、東京消防庁の来庁者に対する記念品作成を支援する。(通年)

(4) 地震による室内被害を軽減するため、防災訓練の参加者に配布する「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」作成を支援する。(通年)

II 収益事業

1 防火防災普及用物品の販売並びに消防施設整備利用に関する事業

(1) 防火防災普及用物品の販売事業（通年）

都民の防火防災思想の普及高揚を図るため、防火防災の普及用物品を販売する。

(2) 消火栓標識の建植等消防環境の整備促進事業（通年）

地域の火災被害の軽減に資するため、消火栓標識の建植及び維持管理を推進するとともに、消火栓標識の広告物添加に係る事務を推進する。

III その他の事業

この法人の目的を達成するために必要なその他の事業

(1) 協会の運営管理事業

理事会・評議員会を定期・臨時に開催する。

ア 理事会 5月29日（月）・10月20日（金）

イ 評議員会 6月13日（火）

(2) 会員等の連携交流事業（予定）

ア 他団体と合同で「防災懇談会」を開催する予定。（7月12日）

イ 「新年交歓会」を開催し、会員相互の親睦と他団体との交流を図る。

（令和6年1月30日）

(3) 広報事業

ホームページを再構築してセキュリティーの強化を図るとともに、当協会の事業を都民にわかりやすく広報し、かつ事務の効率化を促進する。